

7安監第60号
令和8年3月25日

安芸市長 西内 直彦 様
安芸市議会議長 佐藤 倫与 様

安芸市監査委員 畠中 龍雄
安芸市監査委員 小松 進

令和8年度監査計画について

このことについて、別紙のとおり定めたので通知します。

令和 8 年度監査計画

安芸市監査基準（令和 2 年 3 月 23 日安芸市監査委員告示第 2 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度監査、審査及び検査（以下「監査等」という。）についての計画を次のとおり定める。

1. 基本方針：安芸市監査基準に準拠して実施する。
 - (1) 正確性・合規性及び効率性・有効性の観点による監査等の充実
 - (2) リスクアプローチ及び内部統制に依拠した監査等の実施
 - (3) 監査等の結果に対するフォローアップの充実
2. 実施予定の監査等の種類
 - (1) 監査
 - ①定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）
備品管理について実施する。
 - ②行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）
監査結果フォローアップ及び例月現金出納検査等において顕在化した事案について対象を指定して実施する。
 - ③財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）
指定管理施設・補助金・負担金・交付金については対象を指定して実施する。
 - (2) 審査
 - ①公営企業会計決算審査（地方公営企業法第 30 条第 2 項）
 - ②一般会計・特別会計決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項）
 - ③基金運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）
 - ④財政健全化及び経営健全化審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）
 - (3) 検査
 - ①例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

	監査	審査	検査
4 月	予備調査		例月現金出納 毎月 20 日以降
5 月			〃
6 月		公営企業会計	〃
7 月		一般・特別会計	〃
8 月		財政健全化	〃
9 月			〃
10 月	財政援助団体等監査 ヒアリング、実査		〃
12 月	定期監査・行政監査		〃
1 月	ヒアリング、実査		〃
2 月		(翌年度) 監査計画策定	〃
3 月	報告		〃

基金運用状況審査は、一般・特別会計決算審査と合わせて実施